令和6年度 市民税·県民税·森林環境税 特別徴収のしおり

市町村コード 2 3 2 0 1 7

頁数	書 類 の 名 称	詳細
_	● 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収義務者指定通知書	
1~3頁	● 特別徴収の事務取扱いについて	
4頁	• 納入場所について● 指定通知書(ゆうちょ銀行、郵便局)	指定通知書は、東海4県(愛知、岐阜、三重、静岡)以外のゆうちょ銀行 (郵便局)から払い込みをするときに、ゆうちょ銀行に提出してください。
5頁	■ 記入例 納入書、納入申告書● 納入書の取扱いについて、納入年月日のお知らせ	
6頁	● 記入例 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	
7頁	● 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	納税義務者に退職、休職、転勤等の異動があったときに提出してください。
8頁	 記入例 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書 お入例 記入例 記入例 計別徴収税額の納期の特例に関する申請書 お別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書 	
9頁	● 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書	新規採用等により特別徴収を開始するときに提出してください。
10頁	◆ 特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書	特別徴収義務者(給与支払者)の所在地や、名称等が変更になったときに 提出してください。
11頁	● 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	納期の特例を希望するときに提出してください。給与の支払いが常時 10 人未満である事業所は、12 月と 6 月の年 2 回で納入することができます。
12頁	● 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	納期の特例をやめるときに提出してください。

豊橋市役所 財務部 市民税課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 ☎ (0532) 51-2200~2207 FAX (0532) 55-3203

◎豊橋市のホームページにて、各届出書の様式をダウンロードすることができます。

https://www.city.toyohashi.lg.jp/(サイト内検索 市県民税に関する各種様式 検索 ▼)

◎ e L T A X (エルタックス 地方税ポータルシステム) にて、異動届、切替依頼書、変更届出書を提出したり、納税をすることができます。 利用方法は、 e L T A X のホームページをご覧ください。https://www.eltax.lta.go.jp/